

電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款 新旧対照表 (2023年12月25日)

(下線及び太字部分変更箇所)

新	旧
<p>第2条 (法令等の遵守)                      お客様及び当社は本サービスの取扱いにあたり、この約款によるほか、法令ならびに日本証券業協会、日本STO協会及び当社が参加する電子記録移転有価証券表示権利等の取引に係る市場・私設取引システム(以下「私設取引システム」といいます。)の運営会社(以下「私設取引システム運営会社」といいます。)の諸規則等を遵守するものといたします。</p> <p>第3条 (個人情報提供同意)                      本サービスをご利用されるお客様は、私設取引システム運営会社が、私設取引システムにおける売買取引に関して売買審査を実施する目的、私設取引システム運営会社が必要と認めた場合に、私設取引システム運営会社が法令等に基づいて日本国の政府機関等、自主規制機関等に対して行う報告において利用する目的その他私設取引システム運営会社がウェブサイト等で通知し、又は公表する個人情報の利用目的等の達成のため、当社が、お客様の氏名又は名称、住所又は所在地、生年月日、保有する電子記録移転有価証券表示権利等の数量等の情報(以下「お客様情報」といいます。)を、当社の電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等の委託先及び私設取引システムの運営会社へ通知することを同意いただいたものとして取り扱います。ただし、当社の取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等の一部においては、別途当社の指定する確認書等においてご同意いただく手続を必要とします。</p> <p>第4条 (電子記録移転有価証券表示権利等の取引のための証券総合口座開設)                      お客様は電子記録移転有価証券表示権利等の取引を行うにあたっては、当社において「約款・規程集」の規定に基づき証券総合口座の開設を行ったうえで、別途定める当社所定の手続きにより申込を行い、当社が承諾した場合に取引を行うことができます。                      2 (略)</p> <p>第4条の2 (電子記録移転有価証券表示権利等の取引)                      お客様は当社のインターネット取引による方法の他、当社が認める方法にて電子記録移転有価証券表示権利等の取引を行うものとします。当社に取引に関する注文を行った場合には、お客様が当社にその取引の結果必要となる電子記録移転有価証券表示権利等の発行・管理・移転等を行うシステム(以下「プラットフォーム」といいます。)における記録及び原簿等の書き換えの指図等(譲渡に係る承諾の依頼を含みます。)を行うことを委託したものといたします。なお、当社は電子記録移転有価証券表示権利等のプラットフォームにおける記録及び原簿等の書き換えの指図等を他の会社へ委託することがあります。                      2 当社において取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等は、当社が定めるところにより指定するものといたします。なお、当社は電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いについてお客様からお問い合わせがあった場合には、お客様にその取扱い可否を</p>	<p>第2条 (法令等の遵守)                      お客様及び当社は本サービスの取扱いにあたり、この約款によるほか、法令ならびに日本証券業協会及び日本STO協会の諸規則を遵守するものといたします。</p> <p>第3条 (個人情報提供同意)                      本サービスをご利用されるお客様は、当社が、お客様の氏名又は名称、住所又は所在地、生年月日、保有する電子記録移転有価証券表示権利等の数量等の情報(以下「お客様情報」といいます。)を、当社の電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等の委託先へ通知することを同意いただいたものとして取り扱います。ただし、当社の取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等の一部においては、別途当社の指定する確認書等においてご同意いただく手続を必要とします。</p> <p>第4条 (電子記録移転有価証券表示権利等の取引の利用)                      お客様は電子記録移転有価証券表示権利等の取引を行うにあたっては、当社において「約款・規程集」の規定に基づき証券総合口座の開設を行ったうえで、別途定める当社所定の手続きにより申込を行い、当社が承諾した場合に取引を行うことができます。                      2 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>3 お客様は当社のインターネット取引による方法の他、当社が認める方法にて電子記録移転有価証券表示権利等の取引を行うものとします。当社に取引に関する注文を行った場合には、お客様が当社にその取引の結果必要となる電子記録移転有価証券表示権利等の発行・管理・移転等を行うシステム(以下「プラットフォーム」といいます。)における記録及び原簿等の書き換えの指図等(譲渡に係る承諾の依頼を含みます。)を行うことを委託したものといたします。なお、当社は電子記録移転有価証券表示権利等のプラットフォームにおける記録及び原簿等の書き換えの指図等を他の会社へ委託することがあります。                      4 当社において取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等は、当社が定めるところにより指定するものといたします。なお、当社は電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いについてお客様からお問い合わせがあった場合には、お客様にその取扱い可否を</p>

<p>回答いたします。</p> <p><u>第4条の3（私設取引システムでの取引及び決済に係る事項）</u></p> <p>当社が指定する電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いを行う私設取引システムでの取引及び決済においては以下の通り、取扱いすることといたします。</p> <p>(1) <u>電子記録移転有価証券表示権利等の売買取引の決済過程において、顧客は電子記録移転有価証券表示権利等の処分権を売買取引の取次ぎを委託した取引参加者に委ねる一方、所有権は留保すること。</u></p> <p>(2) <u>電子記録移転有価証券表示権利等の権利移転に係る原簿書換が、売買取引における譲渡人と譲受人双方若しくはいずれかの者の申し出によって成立する場合にあっては、電子記録移転有価証券表示権利等の売買取引の取次ぎを委託する当社に対して、当該取引の対象である電子記録移転有価証券表示権利等の譲渡又は譲受に係る譲渡承諾依頼又は譲受承諾依頼及びこれらに係る原簿の名義書換請求を、当社に委託すること。</u></p> <p>(3) <u>お客様は、決済対象の電子記録移転有価証券表示権利等について本来受渡しを受けるべき者と異なる者から第三者への移転・記録が発生した場合であっても、当該第三者に悪意又は重大な過失がある場合を除き、その移転・記録を取り消すことを求めないこと。</u></p> <p>第8条（特定口座への預け入れ）</p> <p>お客様は、お客様が当社で特定口座を開設している場合であって、第1条に規定する電子記録移転有価証券表示権利等のうち当社が認める銘柄（以下「指定電子記録移転有価証券表示権利等」といいます。）について、特定口座へ預け入れすることができるものとします。</p> <p>2 お客様は、特定口座へ預け入れを行う場合には、次の各号に掲げる譲渡以外の譲渡を行うことができません。</p> <p>(1) 当社への譲渡</p> <p>(2) 当社への売委託により行う譲渡</p> <p>(3) 当該指定電子記録移転有価証券表示権利等を発行した法人に対して行う譲渡であって、当該譲渡に係る請求について当社を経由して行うもの</p> <p>(4) 租税特別措置法第37条の10第3項又は同法第37条の11第4項各号に規定する事由による譲渡であって、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるもの</p> <p>3 <u>お客様が前項に定める以外の電子記録移転有価証券表示権利等の有償譲渡を行った場合には以下の取扱いといたします。</u></p> <p>(1) <u>お客様は、当社に対して当該譲渡に係る内容を直ちに通知するものとします。</u></p> <p>(2) <u>当社は、(1)の通知を受けた場合に当該譲渡が行われた電子記録移転有価証券表示権利等を特定口座から速やかに払い出しいたします。</u></p> <p>4 その他、特定口座での電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いに関しては、当社の「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」により取り扱うものといたします。</p> <p>第9条（他社からの移管に関する事項）</p> <p>お客様のご都合（相続及び贈与による場合を含む）</p>	<p>回答いたします。</p> <p>(追加)</p> <p>第8条（特定口座への預け入れ）</p> <p>お客様は、お客様が当社で特定口座を開設している場合であって、第1条に規定する電子記録移転有価証券表示権利等のうち当社が認める銘柄（以下「指定電子記録移転有価証券表示権利等」といいます。）について、特定口座へ預け入れすることができるものとします。</p> <p>2 お客様は、特定口座へ預け入れを行う場合には、次の各号に掲げる譲渡以外の譲渡を行うことができません。</p> <p>(1) 当社への譲渡</p> <p>(2) 当社への売委託により行う譲渡</p> <p>(3) 当該指定電子記録移転有価証券表示権利等を発行した法人に対して行う譲渡であって、当該譲渡に係る請求について当社を経由して行うもの</p> <p>(4) 租税特別措置法第37条の10第3項又は同法第37条の11第4項各号に規定する事由による譲渡であって、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるもの</p> <p>(追加)</p> <p>3 その他、特定口座での電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いに関しては、当社の「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」により取り扱うものといたします。</p> <p>第9条（他社からの移管に関する事項）</p> <p>お客様のご都合により他の証券会社等で管理される</p>
---	---

<p>により他の証券会社等で管理されるお客様名義の電子記録移転有価証券表示権利等について当社での保管へ変更を希望する場合、お客様はあらかじめ当社での取扱いが可能であるかを当社に確認するものいたします。当社での取扱いがない場合は、移管することができません。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第10条 (他社への移管に関する事項)  <u>お客様のご都合(相続及び贈与による場合を含む)</u>      により他の証券会社等へプラットフォーム上に記録されたお客様名義の電子記録移転有価証券表示権利等の保管の変更を希望される場合、あらかじめ移管希望先の証券会社等で取扱いが可能であるか確認するものいたします。移管先の証券会社等において取扱いがない場合は、移管することができません。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(2023年12月25日改正)</p>	<p>お客様名義の電子記録移転有価証券表示権利等について当社での保管へ変更を希望する場合、お客様はあらかじめ当社での取扱いが可能であるかを当社に確認するものいたします。当社での取扱いがない場合は、移管することができません。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第10条 (他社への移管に関する事項)      お客様のご都合により他の証券会社等へプラットフォーム上に記録されたお客様名義の電子記録移転有価証券表示権利等の保管の変更を希望される場合、あらかじめ移管希望先の証券会社等で取扱いが可能であるか確認するものいたします。移管先の証券会社等において取扱いがない場合は、移管することができません。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(2021年4月1日施行)</p>
--	---

以上